3 支援策一覧

<保証・融資の優遇措置>

①信用保証の特例

〇中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が保証することにより、融 資を受けやすくする制度です。経営革新計画の承認を受けると

一般保証とは別枠の「経営革新関連保証」

の対象となります。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者および組合等

【支援内容】

〇一般保証等の別枠設定

経営革新計画の承認事業に対する資金に関し、通常の保証限度額とは別枠の保証枠を 設けています。

限度額	担保の 有無	保証人の 有 無	通常 (一般保証限度 額)		経営革新関連保証(別枠) (通常の保証限度額に別枠保証限度 額をプラスするもの)
一般保証	有	原則無※	2億円 (組合は4億円)	+	2億円(組合は4億円)
無担保保証	無	原則 無※	8, 000万円		8, 000万円
うち特別小口保険を適用する保証	無	無	1, 250万円		1, 250万円

[※] 原則、法人代表者以外の連帯保証人は不要ですが、詳細は下記問い合わせ先におたずねください。

<制度についての問い合わせ先>		
愛知県信用保証協会 総合相談室 0120-454-754(フリーダイヤル		
名古屋市信用保証協会	052-212-3011	

2 政府系金融機関による低利融資制度

「新企業育成貸付」

○経営革新計画の承認を受けると、政府系金融機関である「株式会社日本政策金融公庫」において、通常の条件よりも優遇された融資が受けられます。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者および組合等

【支 援 内 容】

貸付限度額の引き上げ		
中小企業事業	国民生活事業	
設備資金 7.2億円	設備資金 7.2千万円	
(うち運転資金2.5億円)	(うち運転資金4.8千万円)	

貸付利率		
中小企業事業 国民生活事業		
特別利率③	特別利率 C	
(ただし、2. 7億円を超えた金額及び土地取得資金は基準利率)	(ただし、土地取得資金は基準利率)	

	貸付期間	
	中小企業事業	国民生活事業
設備資金	15 年以内(特に必要な場合 20 年以内)	20 年以内(うち据置 2 年以内)
	〈うち据置期間 2 年以内〉	
運転資金	5年以内(特に必要な場合7年以内)	7年以内(うち据置3年以内)
	〈うち据置期間 1 年以内(特に必要な場	
	合 3 年以内)>	

*なお、担保及び保証人特例については、事業ごとに内容が違いますので、詳細は下記ホームページ等でご確認ください。



経営革新計画の承認は融資を保証するものではありません

融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に政府系金融機関の金融審査を 受けることが必要です。(<u>申請の前に融資先の金融機関に必ずご相談くだ</u> さい)

<制度についての問い合わせ先>			
(株)日本政策金融公庫	名古屋中支店、熱田支店、名古屋支店、豊橋支店、		
http://www.jfc.go.jp/	一宮支店、岡崎支店		

③愛知県中小企業融資制度 「経済環境適応資金 パワーアップ資金」

○承認を受けた経営革新計画に従って行う事業に必要な設備資金、運転資金について 下記の要件に従った融資の対象となります。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者

【支援内容】

貸付限度額

設備資金・運転資金 1億5,000万円

貸	貸付期間	設備資金	運転資金
付	5年(うち据置期間1年以内)	年1. 6%	年1. 6%
利	7年(うち据置期間1年以内)	年1. 7%	年1. 7%
率	10年(うち据置期間1年以内)	年1.8%	

(金利は平成26年4月1日現在。金利は年度途中でも改定することがあります。)

保証人	信用保証
原則として法人代表者以外の連帯保証	原則として愛知県信用保証協会の信用保証を要
人は要しない。	する。



経営革新計画の承認は融資を保証するものではありません

- ・融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に各金融機関の金融審査を受けることが必要です。(申請の前に融資先の金融機関に必ずご相談ください)
- 愛知県の融資制度のため、県外の事業所はこの制度の対象外になります。

	<取扱金融機関一以下の金融機関の県内各店舗で受付ー>
	三菱東京UFJ、みずほ、三井住友、りそな、横浜、第四、八十二、北陸、北
銀行	國、静岡、清水、大垣共立、十六、三重、百五、滋賀、京都、山口、百十四、
	伊予、愛知、名古屋、中京、第三、関西アーバン
与 四人庄	愛知、豊橋、岡崎、いちい、瀬戸、半田、知多、豊川、豊田、碧海、西尾、
信用金庫	蒲郡、尾西、中日、東春、岐阜、大垣、東濃、桑名
信用組合	豊橋商工、愛知県中央、三河
政府系金融機関	商工組合中央金庫

4高度化融資制度

〇中小企業者の組合等が、承認を受けた経営革新計画に従い実施する以下の高度化事業などに対し、都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構の診断・助言を受けたとで、長期・低利で融資が受けられます。<u>(一定の要件を満たす組合等については無利子)</u>

対象者・・・経営革新計画の承認を受けて高度化事業に取り組む組合等

【支 援 内 容】

	高度化事業の内容
集団化事業	生産や物流に適した場所に工場団地などをつくり、みんなで移転します。
施設集約化事業	工場などが1つに集まって設備の整った施設をつくり、みんなで入居します。
共同施設事業	物流センターや最新設備の研究施設など、共同で使う施設をつくります。
設備リース事業	1 社では導入が難しい設備を組合で購入して、各組合員企業に買取予約付でリースします。
企業合同事業	中小企業者が相互に合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業 転換、研究開発の成果の利用を図ります。

貸付利率	年利0.75%(一定の要件を満たす場合には無利子)(平成26年度)
貸付対象	土地/建物/構築物/設備
償還期限	20年以内であって都道府県が適当と認める期間
	(設備リース事業は、当該設備の耐用年数以内)
据置期間	3年以内
貸付割合	貸付対象施設の取得に要する額の80%以内
	(一定の要件を満たす場合には90%以内)



経営革新計画の承認は融資を保証するものではありません

高度化融資を受ける場合には、経営革新計画の承認のほかに、県担当課等が 実施する診断・助言を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>			
(独)中小企業基盤整備機構 高度化事業部	03-5470-1528(直通)		
高度化事業企画課			
愛知県 産業労働部 中小企業金融課	052-954-6334(直通)		
近代化資金・貸金業グループ			

5) 小規模企業設備資金貸付制度の特例 「設備資金貸付制度」

○小規模企業者等の創業、経営基盤の強化に必要な設備の購入代金の半額を無利子で 貸し付けるものです。

経営革新計画の承認を受けると、通常の条件よりも優遇された特例が適用されます。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた原則従業員数が20人以下の小規模企業者

【支援内容】

貸付条件	通常	特例
貸付限度額	4,000万円 6,000万円	
貸 付 割 合	所要資金の1/2以内	所要資金の2/3以内
貸付利率	無利子	
償還期間等	7年以内(公害防止設備は12年以内)	
	据置期間1年以内の半年賦又は月賦均等償還	
保証人又は担保	連帯保証人又は財務内容により物的担保が必要	

受付期間 平成26年5月~27年1月(※)

※特認企業(従業員が50人以下)についても受付を行います。ただし予算枠に限りがあります。

受付期間や制度の詳細は、(公財)あいち産業振興機構のホームページ等でご確認ください。



経営革新計画の承認は貸付を保証するものではありません

貸付を受ける場合には、経営革新計画の承認とは別に、本制度の要件を満たす 必要があります。

<制度についての問い合わせ先>		
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3067	http://www.aibsc.jp/
経営支援部設備投資支援グル	(ダイヤルイン)	((公財)あいち産業振興機
ープ		構ホームページ)

<海外展開に伴う資金調達支援>

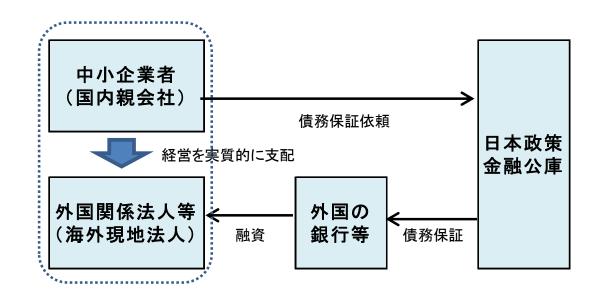
6株式会社日本政策金融公庫法の特例

〇中小企業者等(中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新 を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む)が経営革新計画に従って外国の 銀行等から受ける融資を、株式会社日本政策金融公庫が債務保証します。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

	保証条件	
保証限度額	一保証先につき4億5千万円以下	
保証料率	日本公庫にて定める料率	
資 金 使 途	設備資金又は長期運転資金	
償 還 期 限	1年以上5年以内	





経営革新計画の承認は支援を保証するものではありません

融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に海外金融機関等及び日本政策 金融公庫の金融審査を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>		
(株)日本政策金融公庫 中小企業事業	名古屋支店、熱田支店、岡崎支店	

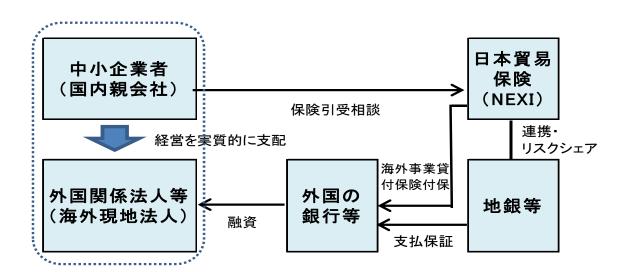
つ貿易保険法の特例

〇中小企業者等(中小企業者がその外国関係法人等の全部又は一部と共同で経営革新を行う場合にあっては、当該外国関係法人を含む)が経営革新計画に従って外国の銀行等から受ける融資に、地銀等の保証に加え、独立行政法人日本貿易保険(NEXI)が海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険を付保します。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

	保証条件
保証料率	日本貿易保険にて定める料率
資 金 使 途	短期の設備資金又は運転資金
償 還 期 限	1年未満



海外事業資金貸付(貸付金債権等)保険とは、以下の事由により海外事業資金の貸付先から 資金の回収ができなくなったことによる損失をてん補する保険

- ・非常危険(為替取引の制限または禁止、戦争・革命または内乱等)
- ・信用危険(貸付先の破産、3月以上の債務の履行遅滞)により貸付金債権等の元本もしくは 利子を償還期限に償還できなくなったこと



経営革新計画の承認は支援を保証するものではありません

融資を受ける場合には、経営革新計画の承認の他に海外金融機関等及び日本貿易 保険の金融審査を受けることが必要です。

<制度についての問い合わせ先>

(独)日本貿易保険

本店 中小企業支援・地銀等連携チーム

03-3512-7563(直通)

く投資の支援措置>

8中小企業投資育成制度 の特例

- ○投資育成株式会社の事業の対象となるのは、通常、資本金の額が3億円以下の企業に限られますが、承認経営革新計画に従って経営革新のために資金の調達を図る場合、資本金の額が3億円を超える場合であっても、中小企業投資育成株式会社の事業の対象とします。
- 対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者のうち、資本金が3億円超の株式会社が対象。(経営革新計画の承認を受けた中小企業者が、経営革新事業を行うために設立する資本金が3億円を超える株式会社も対象)

【支援内容】

投資事業		
①会社の設立に際し発行される株式の引受け	②増資新株の引受け	
③新株予約権の引受け	④新株予約権付社債等の引受け	

育成事業(コンサルテーション事業)

中小企業投資育成株式会社は、その株式、新株予約権又は新株予約権付社債を引き受けている投資先企業からの依頼により、経営管理又は技術の状況に応じた個別経営相談等を行っています。

- 投資育成株式会社から投資を受けた会社は、追加投資事業及びコンサルテーション事業
- (経営革新事業以外についても対象)等の対象となります。



経営革新計画の承認は投資の保証をするものではありません

★経営革新計画承認後、中小企業投資育成株式会社に相談・申し込みを行い、審査を経て投資の可否が決定されます。

<制度についての問い合わせ先>

名古屋中小企業投資育成㈱

052-581-9541(直通)

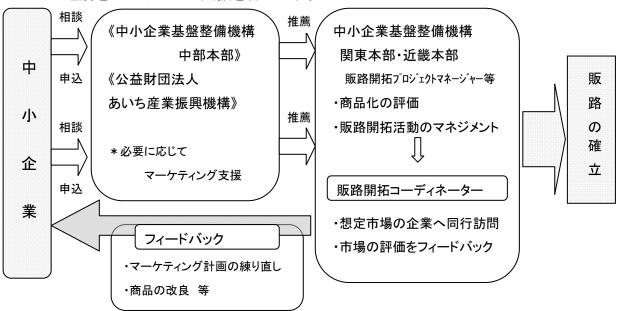
9 販路開拓コーディネート事業

○大規模なマーケットである首都圏・近畿圏の市場をターゲットとした、経営革新計 画承認企業等の販路開拓を促進する事業です。

対象者・・・経営革新計画の承認を受けた中小企業者等

【支援内容】

中小企業基盤整備機構の関東支部(東京)・近畿支部(大阪)に、商社・メーカー等の企業OBを販路開拓コーディネーターとして配置し、そのネットワークを活用して、経営革新計画承認企業等が開発した新商品等の想定市場に同行訪問を行い、市場の受容性を把握、市場投入までの道筋を立てるための支援を行います。





- ・この事業を希望する場合は、まず、中小企業基盤整備機構中部本部、または、(公財) あいち産業振興機構にご相談ください。(新規性等の一定の要件を満たす必要があり、ご希望に添えないこともあります。)
- ・販路開拓活動支援活動の実施に際しては、申込企業に、1人、1開拓先あたり4,100円/回の費用負担が発生します。
- この事業は、販売代行や販売代理を行うものではありません。

<制度についての問い合わせ先>		
(独)中小企業基盤整備機構 中部本部 経営支援課	052-220-0516	
(公財)あいち産業振興機構 マネージャー	052-715-3071	

くその他の優遇措置>

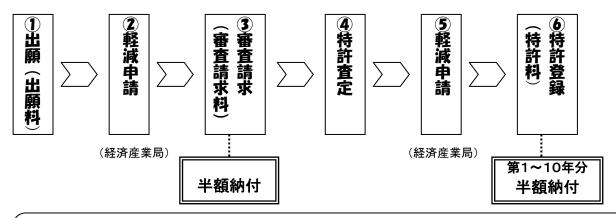
⑩特許関係料金 減免制度

- ○承認を受けた経営革新計画のうち、技術開発を行う研究開発事業に係る特許関係料金が半額に軽減される制度です。
- 対象者・・・「承認経営革新計画」に従って行われる経営革新のための事業(技術に関する研究開発に係るものに限る。)の成果に係る発明であり、当該経営革新のための事業を行う中小企業者。(経営革新計画開始後より、計画終了の日から2年以内に出願されたものであること)

【支援内容】

半額軽減の対象になる特許関係料金	
①審査請求料	
②特許料(第1年~第10年分)	

申請の流れ	書類名	提出先等
軽減申請書類の提出	・審査請求料(又は特許料)軽減申請書	<提出先>
	•添付書類(経営革新計画承認通知書等)	経済産業局
要件が確認されると確認書が交	•確認書	<交付元>
付される		経済産業局
交付された確認書の確認書番号	・審査請求書(又は特許料納付書)	<提出先>
を記載し、書類を提出		特許庁





経営革新計画承認後、経済産業局に対し特許関係料金軽減の申請を行い、 要件の確認を経て確認書が交付されます。

<制度についての問い合わせ先>		
中部経済産業局 地域経済部	052-951-2774(直通)	
産業技術・人材・情報政策課 特許室		